

文教産業常任委員会記録

1. 開催日時 平成 29 年 9 月 15 日（金） 午前 9 時 30 分
2. 場 所 市議会第 3 委員会室
3. 出席委員 南野委員長・有田副委員長・大草委員・林委員・先野委員・
重廣委員・重村委員・中平委員・早川委員
4. 委員外出席議員 なし
5. 欠席委員 なし
6. 執行部出席者 別紙のとおり
7. 議会事務局職員 永田局長・岡田次長・佐伯書記
8. 協議事項
9 月定例会（9 月 8 日）から付託された事件（議案 8 件）
9. 傍聴者 1 人
10. 会議の概要
 - ・ 開会 午前 9 時 30 分 閉会 午前 10 時 45 分
 - ・ 審議の経過及び結果
(別紙のとおり)

上記のとおり相違ありません。

平成 29 年 9 月 15 日

文教産業常任委員長 南 野 信 郎

記 録 調 製 者 岡 田 年 生

南野委員長 皆さんおはようございます。本日の出席委員については委員 9 人全員であり、定足数に達しておりますので、ただいまから、文教産業常任委員会を開会します。最初に、委員並びに執行部の皆様に申し上げます。委員会において発言しようとする場合は、挙手をして「委員長」と呼び、委員長の許可を得てから発言していただくよう、よろしくお願いいたします。また、委員におかれましては、本委員会での表決の際に挙手をされない方は、反対として取り扱いますので、ご了解願います。これより、本会議で本委員会に付託されました議案 8 件について、審査を行います。最初に、議案第 3 号「平成 29 年度 長門市湯本温泉事業特別会計補正予算（第 2 号）」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

木村経済観光部長 おはようございます。補足説明は特にございませぬ。

南野委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 3 号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。挙手全員です。よって、議案第 3 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第 7 号「平成 29 年度 長門市水道事業会計補正予算（第 1 号）」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

森野建設部長 補足説明は特にございませぬ。

南野委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 7 号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。挙手全員です。よって、議案第 7 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第 8 号「平成 29 年度 長門市下水道事業会計補正予算（第 1 号）」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

森野建設部長 補足説明は特にございませぬ。

南野委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

先野委員 おはようございます。8 号について、予算に関する説明書の 4 ページです。資金的収入及び支出において、右下の表の欄に書いてありますが、そのうち、資金的支出の工事費 1,411 万 5,000 円について、かなり高額になっていますが、通常は当初予算で計上するべきと思っているんですが、補正予算に計上した理由についてお尋ねいたします。

西島下水道課主幹 それでは、工事請負費 1,411 万 5,000 円についてのお尋ねですが、いま委員言われましたように、予算に関する説明書の 4 ページの説明書きにでもありますように、仙崎地区の管渠更生工事に支出するための予算でございます。当工事個所は本年 2 月から 3 月にかけて、長門市の都市建設課が実施しました平成 28 年度長門市路面下空洞調査業務の実施によりまして、市道緑ヶ丘線、場所は水産高校の交差点付近になるんですけども、白潟緑ヶ丘、はい。一部空洞が発見されました。この場所は平成 22 年度にも下水道管の破損により、道路陥没事故が発生した、下水道管の下流側に位置しておりましたので、今回も下水道管が起因している可能性があるということで、3 月の中旬に下水道管内のテレビカメラ調査を緊急に実施したところでございます。その調査の結果、下水道管の破損が分かりまして、その破損により、道路の路床土が吸い出されて空洞が発生したということが判明しました。下水道管の破損の原因は、この箇所は仙崎中継ポンプ場と白潟中継ポンプ場からの汚水の圧送先で集中しておりまして、硫化水素のガスによってコンクリートが腐食したということが原因でございます。路面が空洞化しておりますので、緊急工事を発注するにあたり、ちょうど判明した次期が平成 28 年度末ということで、28 年度工事にも予算も支出済みでございました。そういうことで、新年度予算の成立後、他の工事請負費を流用して、5 月末に下水道管の復旧、並びに 6 月上旬に道路の舗装部分の復旧を終えて、全復旧工事を終えたところでございます。この度の 9 月補正によって、その流用した工事請負費分を補正計上したところでございます。承認をよろしく願いいたします。

南野委員長 ほかにご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 8 号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。挙手全員です。よって、議案第 8 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第 9 号「平成 28 年度 長門市水道事業会計決算の認定について」を議題とします。最初に、「平成 28 年度 長門市水道事業会計決算審査意見書」について、補足説明がありましたらお願いします。

岸田監査委員 おはようございます。私のほうから、決算審査の概要等について説明をしたいというふうに思います。審査の結果でございますけども、これは 1 ページに書いておりますように、法令等に基づく会計、諸原則に準拠して作成されまして、計数が正確でその事務処理も概ね適正であるというふうに認めたところでございます。続いて、審査意見についてでございます。意見書の 25 ページに書いておりますけども、審査結果同様でございます。これを踏まえまして、一層の経営の健全化を求めたところでございます。次に審査結果について、かいつまんでご説明を申し上げますと、意見は 4 点ほど述べさせていた

できました。当年度の決算を踏まえると、水道事業経営に大きく影響する年間総有収水量は率にして 1.7%、6 万 5,000 m³ほど減少しております。これはそこにも書いてありますように、行政区域内の人口の減少によるものというふうに考えております。そこで、まず第 1 点目としましては、長門市では施設の財源や老朽化施設の更新、また、地区間連携の整備も計画されているようでございますけれども、需給動向や経営に及ぼす影響等を踏まえまして、計画的に整備に取り組まれないというふうに意見を述べさせていただいたところでございます。次に、2 点目としましては、水道料金の問題でございます。市では、平成 20 年度に水道料金の統一、並びに改定が計られたところでございますけれども、17 ページに記載しておりますように、回収率については、供給単価と給水原価の割合であります、回収率が現在なお、78.2%と採算割れの状況でございます。このことから、毎年 1 億円を超える額を受け入れているわけでございます。これは収益性の低い簡易水道事業を含めているということもありまして、ある程度やむを得ないとも考えておりますけれども、今後一層の経営の効率化を推進していただきたいというふうに思うわけでございます。これによって、上水道の安定した経営を通じて公共の福祉の増進に努めていただきたいという意見を述べさせていただきました。3 点目については、未収金の解消でございます。水道料金の収納率は 3.0 ポイント改善したところでございまして、90.7%となっているところでございますが、過年度分、いわゆる滞納繰越分については約 4,000 万円を超える額が未収となっている状況から、収納率の更なる向上に努めていただきたいというふうに意見を述べさせていただきました。最後は、ご承知のように、本決算審査中に水道料金の算定誤りが発覚し報道がされたところでございます。過誤納の金額については、少額であり、経営並びに決算に大きく影響するものではございませんけれども、内部統制をさらにしっかりしていただきたいということで意見を述べさせていただいたところでございます。監査委員としましては、私も初めて決算審査にあたりましたけれども、概ね良好であるという反面、やはり、回収率の低下がこの一般会計からの多額の繰入金によって経営がなされているという実態が分かりました。そのことを踏まえまして一層の経営の効率化を求めたところでございます。

南野委員長 次に執行部の補足説明がありましたらお願いいたします。

森野建設部長 補足説明の資料として、皆様には資料を配布しておりますので準備いただければと思います。多少長くなりまして、金額も数字もかなり出てきますので、資料を見ていただきたいと思います。それでは担当課長のほうから説明させていただきます。

宗村水道課長 それでは、お手元の決算書により補足説明をさせていただきます。

はじめに「収益的収入及び支出」の状況につきまして、6 ページの損益計算書により説明いたします。

この損益計算書は、健全な経営がなされているかを判断するもので、課税対象となる費目の決算額は、すべて消費税抜きで計上されています。

収益的収入は、総額 7 億 546 万 5,883 円となり、このうち営業収益は 5 億 2,174 万 8,411 円で、総収益の約 74%を占める給水収益は、5 億 2,084 万 3,031 円となり前年度に比べ約 560 万円の減収となりました。

給水収益が減収となった要因としましては、給水人口の減少や節水型器具の普及により年間有収水量が前年度に比べ約 6 万 5,872 立方メートル減少、率にして 1.7 パーセント低下したことによるものです。

また、営業外収益は、1 億 8,368 万 8,066 円となり前年度に比べ約 1,150 万円の増収となり、これは主に他会計補助金の増によるものです。

一方、収益的支出は、総額 7 億 940 万 5,787 円となり前年度に比べ約 3,910 万円の費用の増加となりました。

費用が増加した主な要因としましては、長門市水道事業基本計画の策定にかかる委託料、安全な水質を保つために実施しました、三隅下地区浄水場の膜ろ過施設におけるメンテナンス委託料等の増によるものです。

その結果、経常利益は、1,521 万 9,143 円となりましたが長門市債権管理条例に基づき債権を放棄した額 1,906 万 5,144 円を特別損失に計上したことから 393 万 9,904 円の純損失となりました。

次に、「資本的収入及び支出」の状況につきまして、22 ページの資本的収支明細書により説明いたします。

資本的収入は、建設改良工事の財源として企業債、工事分担金、国庫補助金、一般会計出資金等により総額 3 億 2,679 万 3,960 円を受け入れました。

一方、資本的支出は建設改良費、企業債償還金として総額 6 億 87 万 5,274 円を支出いたしました。

この資本的支出の建設改良費は、水道施設の更新、改良等により新たな資産を形成し、その効果が将来の収益に対応するもので、完成の翌年度から耐用年数に応じ配分した額を収益的支出の減価償却費として計上することとなります。

なお、資本的収支において不足する額 2 億 7,408 万 1,314 円につきましては、損益勘定留保資金等を取り崩して補填いたしました。

平成 28 年度に実施しました、主な工事は、12 ページから 13 ページに建設改良工事の概況として地区別に掲載しておりますが、これらの工事は有収率の向上と安心安全な水道水の供給を目的として実施しておりまして、その他のものは老朽化した配水管の布設替工事や、送水ポンプの取替工事及び田上油谷地区

で実施しております田上浄水場の整備工事等となっております。また、23 ページに有形固定資産の明細として、平成 28 年度に実施しました建設改良事業等による資産額の増加現象の状況をお示ししています。以上、補足説明とさせていただきます。

南野委員長 補足説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はございませんか。

先野委員 岸田監査委員のほうから意見がありましたが、監査委員の 26 ページの意見書の中にもいま言われたことが少し書いてあります。施設整備計画と照らし合わせてしっかりやっていくようにということで書いてありますが、そのことについてどのように課として考えているのかお伺いします。

宗村水道課長 回収率が 100%を下回っている場合には、監査意見書でご指摘のとおり、給水収益以外の収入で賄われるということを意味しております。平成 28 年度に策定しました、長門市水道ビジョンでは、平成 38 年度までの主な施設整備として、湯本浄水場の更新、長門地区新浄水場の整備、クリプト対策等として、下郷第 1 水源の紫外線処理設備の整備、管路更新と地区間連絡管などの整備などを上げております。水道施設や管路の更新需要は老朽化に伴い、この先増えていきますが、その一方で、人口等給水量の減少により、収入は減っていくことが見込まれ、施設の更新に当たっては必要な規模へのダウンサイジングや、余剰となった施設を再編するなどして、事業費の抑制に積極的に取り組んでいきます。しかしながら、こうした抑制を前提としたうえでも整備する財源につきましては、水道事業の受益者負担の原則と、将来世代への過度に負担を残さないよう、適正な料金収入の確保のため、水道料金のあり方についても検討をしなければならないことがあるかと思っております。

先野委員 いま適正料金収入の確保のための水道料金のあり方についての話もされたと思います。今後水道料金についてどの程度上げていくのか、それともまた、時期について分かれば教えてください。

宗村水道課長 現在の水道料金は平成 20 年度に新市合併以降、統一改定され、その後、平成 26 年度に消費者税率の引き上げに伴います改定を行っております。先ほども申しました、今後水道施設の更新事業につきまして、適正な規模での施工を行うなど、事業費の抑制対策等を検討したうえで、料金改定の必要性や時期について財政見通りのシミュレーション等を行ったうえで行うこととしておりますので、現在のところ、水道料金改定の時期や料金については、未定でございます。

先野委員 続いて質問しても大丈夫ですか。27 ページの意見書のことです。いま岸田さんのほうからもありましたように、収納率についてのお尋ねですが、前年度 3.0 ポイント改善して 90.7%となっているということを言われました。過

年度分については 3,900 万円を超える額が未納となっておりますが、収納率の向上について、更なる向上についてお尋ねします。

宗村水道課長 平成 28 年度につきましては、収納率が 3.0 ポイント改善しておりますが、主な要因といたしましても、補足説明でも説明しましたが、長門市債権管理条例に基づき、時効期間の満了、相続人の不明、破産等により回収不能となった債権放棄を行ったことが主な原因で、給水停止などの未収金対策を実施したことによる効果があったものと考えております。監査意見書でご指摘のとおり、過年度分の未納額が 3,900 万円を超えており、これらの未納の対策といたしましては、これまでも行ってまいりました。年 2 回の催告書の発送や、徴収強化月間の取り組みを継続しながら、1、2 期分の未納者に対して、通知書を送付するなどにより、新規未納者の発生の抑制や、悪質な未納者に対する給水停止を今後も積極的に行うなど、更なる収納率の向上に努めてまいります。なお、昨年度も実施しました、長門市債権管理条例に基づく回収不能債権の整理につきましても調査のうえ、引き続き行っていく予定としております。

先野委員 年度ごとの給水停止の件数がどのくらいあって、どのような効果があったのかお尋ねします。

中野水道課総務係長 平成 28 年度の給水停止件数につきましては、述べ 22 件、平成 27 年度におきましては、述べ 21 件の給水停止を行っております。平成 28 年度に給水停止を実施しました結果、対象者につきましては、年度末までに現年過年合わせまして、約 175 万円の納付をいただいております。

重村委員 おはようございます。1 点だけお尋ねをしたいと思います。監査意見書の 7 ページに詳しい資料が出ておりますので、給水原価と供給単価というところで、1 点ほどお尋ねいたします。この表を見ると、給水原価 173 円 68 銭の原価をかけて 1 t の水を作って、供給単価ですね、実際に 135 円 87 銭で販売するというか、利用料をいただくという極めて赤字の形で水を作って販売するということが行われているというふうになります。先ほど先野委員の中で、将来的に利用料の改定という話もありましたけど、まだ時期的なものは見据えていないということだったと思います。それで、もちろん利用料の改定ということは最終的にはその議論というのも何年か先にはしていけないといけないと思うんですけど、とりあえず私たちがやっていけないといけないのは、給水原価をいかに抑えていくかというところが着目点になろうかというふうに思います。その中で、28 年度給水原価の中の費目の中で、26 年、27 年、そして 28 年を比べると、その他というところが 34 円 97 銭というところで、28 年度の決算では、173 円かかる原価に対して、その他のところというのが極めて高いというところが指標の中で出ていますけど、その他が 28 年度の決算において 34 円 97 銭かかっているというのは、こういった要因があってこの部分が高くなってい

るのか、これをお尋ねしたいと思います。即回答できないようであれば後ほどでも構いませんけど。

宗村水道課長 先ほど説明いたしました、長門市水道ビジョンの策定費用や三隅地区で実施しました膜ろ過のメンテナンス部分の費用が昨年度その分により増加したものがここに表れているということです。

林委員 おはようございます。決算書の 22 ページなんですけれども、水道事業の資本的収入及び支出明細書の第 1 款の資本的支出の 1 項 6 目の水源開発費のダム負担金 212 万 8,000 円に関しまして、決算当該年度の 28 年度の事業実績及び今後の事業見通しについてお尋ねいたします。

森野建設部長 県営大河内ダムの平成 28 年度事業実績につきましては、事業費が 3 億 400 万円でございます、事業の内訳としては、残土処分場整備、あるいは県道の付け替え工事、そして水質観測調査等が実施されております。平成 26 年度に行われました、ダムの再評価において、ダム事業費に対する本市の負担率が日量 1,000 m³の水源確保と見なおしたことから、事業費の 14.7%の負担が 0.7%となりました。今後も本体工事施工までに必要な事業が継続して実施されることとなっております。

林委員 もう 1 点ちょっとお尋ねします。全体事業費の決算年度末は執行率というのは何%くらいになっていますか。

森野建設部長 申し訳ございません、計算する必要がございますので、後ほどお答えさせていただきたいと思います。

南野委員長 ほかになければいまの林委員の質疑に対しまして、後ほどご報告するというところでよろしいですかね。後ほど報告することに賛成の方は挙手願います。一回質疑を止めます。すいません、委員の皆様にご報告申し上げます。今の議案につきましては後ほど採決しようと思いますので、先に次の議案のほうに入らせていただきたいと思いますと思いますがよろしいでしょうか。次に、議案第 10 号「平成 28 年度 長門市下水道事業剰余金の処分について」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

森野建設部長 補足説明は特にございません。

南野委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 10 号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。挙手全員です。よって、議案第 10 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第 11 号「平成 28 年度 長門市下水道事業会計決算の認定について」を議題とします。最初に、「平成 28 年度 長門市下水道事業会計決算審査

意見書」について、補足説明がありましたらお願いします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

岸田監査委員 それでは、私の方から下水道事業の決算審査について申し上げます。審査の結果につきましては水道事業と同様に概ね、適正であると認めたところでございます。審査結果に対する意見については 26 ページに記載をしております。少しかいつまんでご説明を申し上げます。現状における施設利用率は全体で 63.1%で、特に漁業集落排水については 27.5%と最も低い状況でございます。全体として施設の運営としましては効率的でないというふうに考えているところでございます。また、水道事業と同様に使用料単価と汚水処理原価を比較いたしますと 1 立方メートルあたり全体で 35.9 円使用料単価が下がっている状況でございます。さらに、営業収支比率については、39.5%と極論すれば約 6 割は他会計負担金等に依存している状況であり、施設の運用及び経営状況は非常に厳しい状況であるというふうに言えるわけでございます。そこで今年の決算審査における意見としましては 3 点について述べさせていただきます。まず一点目といたしましてはこの下水道事業につきましては今回から初めて地方公営企業法の財務適用を受けた決算となったところでございます。ご案内のとおり下水道は住民の重要なインフラであることから公共の福祉の増進のためには他会計からの繰り入れ等に依存している状況は理解できますけれども、一方で地方公営企業法では経済性の発揮すなわち独立採算を基本としていることから一般会計からの補助金等に甘んじることなく、より一層効率的な経営に努めていただきたいと考えているところでございます。2 点目としましてはこれも未収金の解消でございます。収益の根幹であります使用料の昨年度末の収入未済額は 1 億 3,500 万円余りとなっており、このうち現年分につきましては 4 月以降に納期が到来するものを含みますけれども、滞納繰越分は 6,600 万円余りであり、収入未済額の 49%を占めているところであります。収納率の更なる向上に努めていただきたいと意見を申し上げたところでございます。最後に業務面についてでございます。下水道施設の運転、保守、点検等の維持管理はこれまで一部業務を外部委託されておられましたけれども、主要な部分は直営方式で運営がされております。36 ページに類型比較を示しておりますけれども営業収益に対する職員給与費の割合は全体で 19.8%となっているところでございます。本市では近年、技術系職員の採用もなく現状のまま推移いたしますと、今後益々、年齢構成が高くなり、この比率の上昇も危惧されるところでございます。私も処理施設を拝見いたしましたけれど、汚水処理においては経験を含めて専門的知識や技術が必要であり技術の承継が求められるところでございます。つきましては今後、地方公営企業としての経営状況や将来的な維持管理の在り方など総合的に判断して業務委託の拡大についても検討してい

ただきたいと申し上げたところでございます。以上で私からの説明を終わります。

南野委員長 次に執行部の補足説明がありましたらお願いします。

森野建設部長 補足説明、これも多少長くなるので、皆様に事前に資料を配布しているところでございます。平成28年度長門市下水道事業会計決算は、経営の透明性、健全化に向け、財務管理体制の強化等を図るため、従来の特別会計から地方公営企業法の財務規定を適用し、3つの事業、公共下水道事業、農業集落排水事業、漁業集落排水事業をこれらを包括しまして企業会計に移行したことから、企業会計処理による今年度、初めての決算となっています。内容については、担当課長のほうから説明させていただきます。

谷村下水道課長

それでは、補足説明をさせていただきます。はじめに、決算書5ページの損益計算書により収益的収入及び支出の状況について説明いたします。

この損益計算書は経営の状態を示すもので、下水道使用料など課税対象となる費目については、全て消費税抜きで計上されています。

営業収益は、昨年10月1日からの使用料の改定と有収水量の増加により下水道使用料が前年度に比べ約1,350万円増となり、雨水やし尿処理に要した経費の負担金等と合わせ5億3,789万7,827円となりました。

また、営業外収益は、分流式下水道等に要した経費の負担金や事業の運営に対する補助金を一般会計から繰入れ、国庫補助金等により取得した資産の減価償却費の財源として長期前受金から当年度減価償却費相当額を収益化して10億3,660万2,218円となりました。

一方、営業費用は、施設の維持管理、修繕、人件費等に要した費用や企業会計への移行に伴い減価償却費を費用化したことで13億6,284万904円となりました。

また、営業外費用では、企業債支払利息として1億4,993万6,213円を支出いたしました。

その結果、経常利益は6,172万2,928円となり、過年度損益修正として前年度の消費税及び地方消費税還付金等489万9,148円を特別利益として加え、貸倒引当金等3,983万8,625円を特別損失として計上したことで2,678万3,451円の当年度純利益を生じる決算となりました。

次に、決算書3ページから4ページの決算報告書により資本的収入及び支出の状況について説明いたします。

資本的収入は、資本的支出の財源として企業債・負担金及び分担金・国庫補助金・一般会計出資金により15億5,025万4,730円を受け入れました。

一方、資本的支出は、建設改良費・企業債償還金として19億841万4,771円

を支出いたしました。

主な建設改良工事は、決算書 11 ページの建設改良工事の概況のとおり処理場の長寿命化対策として東深川浄化センターの改築更新工事を継続して行うとともに、老朽管対策として仙崎中部地区管渠施設改築更新工事等を行いました。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 3 億 5,816 万 41 円につきましては、3 ページ下段に記載していますとおり損益勘定留保資金等を取り崩して補填いたしました。以上平成 28 年度の下水道事業会計の補足説明とさせていただきます。

南野委員長 以上で補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

林委員 ちょっとその前に、委員長議事を混乱させまして申し訳ございませんでした。質問した私が悪いのか、即答できなかった執行部が悪いのかとかありますけど、さっきの問題についてはこれまで何度も質問しておって、そういう答弁がずっと来てたので、足りないところを指摘した…すいません。この下水道の決算の先ほど補足説明でもありましたように、企業会計に移行して初の決算ということで、ちょっと基本的なことを 1 点ほどお尋ねしますけども、先ほどの最後のところで、いわゆる収支の差額、4 条で言うと資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額、3 億 5,816 万 41 円ということがありました。これに補てんする財源として、損益勘定留保資金等を取り崩して活用したということが言われました。それで、損益勘定留保資金というのは、いわゆる内部留保に該当するものだと思います。この決算年度末に、損益勘定留保資金というのは、どの程度留保されているのかお尋ねします。

谷村下水道課長 内部留保資金は、収益的収支において、実際の現金支出のない減価償却費等を費用化することで利益が出た場合、それに見合う分の収入はあるわけですから、その減価償却費と利益が内部留保資金となります。企業会計による初めてとなる下水道事業の決算では、補足説明で申し上げましたように資本的収支で不足となった額に、この内部留保資金を取り崩して補填したことにより、現在、内部留保資金の残高は、5,354 万 6,145 円残高となっています。

中平委員 長門市下水道事業会計決算の認定について、全体のことが分からないので、地方公営企業法の全部適用と一部適用の違いについて伺います。

谷村下水道課長 地方公営企業法の全部適用と一部適用の違いですが、下水道いまやっております一部適用におきましては地方公営企業法の財務のみを適用し、企業会計により事業を運営することとなります。全部適用、いま水道で行っておりますが、これにつきましては財務に加え、職員の身分に関わる取扱いや組織体制等、このへんがすべてを地方公営企業法の適用し運営することとなっております。

先野委員 岸田監査委員から 3 点の話がありました。その点について伺います。いま施設の運営については効率的でないという話が出ました。経営状況は大変厳しいからということであると思います。一層効率的な経営に努めてほしいとありますが、今後どのように考えているのか伺います。

谷村下水道課長 施設利用率と使用料単価を踏まえた効率的な経営についてですが、施設利用率は、晴天時の 1 日の処理能力に対する 1 日平均処理水量の割合を示すものです。数値が大きいほど効率的となりますが、現在建設時に比べて人口の減少等により処理水量が減少したことにより低下しているものと思われます。また、使用料単価につきましては、先程も申しあげましたが昨年 10 月 1 日からの料金改定・統一によりまして、現在 137 円となったものの污水处理原価を下回っており、企業会計による初めての決算となる平成 28 年度決算では、約 2,700 万円の純利益を生じましたが、雨水処理に要する費用など下水道使用料で賄うべきでない費用の負担、基準内繰入を含め、一般会計からの繰入金により経営を維持している状況にあります。平成 29 年度では、年間を通して料金改定・統一これらの効果が一年間通して見込まれることから、平成 28 年度の使用料単価 137 円を上回ってくるとは思われますが、今後、人口減少等により、さらに有収水量の減少が予想されますことから、施設利用率の向上により効率的な経営を図っていくうえでも、有収水量の減少を踏まえた処理施設の更新に伴って統廃合を進めていくことが重要になると考えています。

先野委員 いま処理施設の統廃合の話をされたと思いますが、今後そういうことはどんなところで統廃合ということを考えておられるのか伺います。

西島下水道課主幹 処理施設の更新とか統廃合についてのお尋ねですが、経営指標のうちの一つであります、経費回収率について、平成 28 年度長門市下水道事業会計決算審査意見書、ページで言いますと 14 ページですけれども、ご指摘がありましたように、農業集落排水事業が全体の回収率を下げる要因となっております。その農業集落排水処理施設ですけれども、供用開始から 20 年以上が経過し、すでに改築更新時期を迎えた施設が全 13 地区のうち、半数以上を占めております。今後も施設の維持管理経費の削減が課題となってきた現状でございます。そこで、長門地区におきましては、青海、開作地区でございますが、隣接する公共下水道の東深川処理区へ接続し、平成 32 年度末を持って処理施設を廃止する手続きを現在行っているところでございます。また、残る 11 地区についてなんですけれども、これについては来年度以降、国の補助制度を利用しながら、各地区の処理施設の改築の必要性とか、処理施設の統廃合の可能性など、総合的に検討するための準備を現在進めているところでございます。

先野委員 滞納繰越分の話です。これも意見書の中にありましたが、収入未済額の 49%、滞納繰越分が 6,629 万円であって、収入未済額の 49%を占めている

と。このことについて、収納率の向上についてお尋ねします。

谷村下水道課長 収納率の向上についてのお尋ねですが、滞納繰越分の中には、現在、下水の場合使用のない大口需要事業所の滞納額も含まれています。これらを含めた今後適切な執行停止、不能欠損処理を行うとともに、水道課と共同による徴収の取組みを継続して行い、水道使用の滞納者に対する給水停止措置を担保にした連携を強化し、収納率の向上に努めて参りたいと考えています。

先野委員 これで最後にしますが、いま岸田さんのほうからもありましたように、職員の専門的知識の関係とか、技術の継承、かなり皆さん職員さんが年齢が高くなっているというか、そういうことも言われたと思います。今後技術の継承とか業務の委託についてしっかり検討しなくてはいけないということは、意見書のほうにも書いてありますが、そのことについてどのように考えておられるかお伺いします。

西島下水道課主幹 職員の技術の継承並びに、業務委託についてのご質問にお答えさせていただきます。現在長門市内で稼働しております処理場ですが、公共下水道が東深川、俵山、黄波戸の3処理場でございます。このうち、外部委託をしておりますのが、黄波戸浄化センターの1ヶ所になります。また、農業集落排水処理施設並びに漁業集落排水施設が、合わせて16地区ありますが、全て外部委託をしている状況でございます。この外部委託の業務内容は、保守点検業務、運転操作監視業務、水質試験業務、事務業務に構成されております。発注時に仕様書の中に業務内容を明記する「仕様書発注」方式として発注しておるところで、発注者の責任において、職員の専門的知識・技術を維持することが今後も必要と考えます。また、現在直営で管理しています公共下水道の東深川・俵山浄化センターにおいては、今後、民間事業者の創意工夫により維持管理業務の効率化が期待できる、「性能発注」方式による包括的民間委託の導入にむけ作業を進めております。この委託方式においても、発注者としては受託者を指揮監督する必要がありますので、今後も職員の専門的知識・技術の継承は必要で、いずれの委託においても避けては通れない課題と考えております。今後上下水道部局の統合を機に、下水道事業も全部適用となる予定です。また、国からは平成32年度までに、公営企業としての経営戦略の策定が義務付けられております。経営戦略のなかでは、組織の見直しいわゆる職員数ですね。はもとより、投資ならびに財務計画、収支の計画ですね。こういったものを明確にする必要がありますので、長門市ではこの計画を策定する段階においてこれらの問題を総合的に判断したいと考えております。

重廣委員 おはようございます。将来的にはやはり民間委託になるんじゃないかなと、経費節約のために。いま説明された中で、性能発注方式と言われました。その方式を説明願います。意味がはっきり分かりませんでしたので。

西島下水道課主幹 性能発注方式は、工事もそうなんですけども、業務の内容をあらかじめ仕様書に明記して、それを元に業者選定をする方式でございます。失礼しました。いまの私の答えは仕様書発注でございました。性能発注方式のお尋ねです、すいません。性能発注方式というのは、最終的には水質の基準だとかそういった国の基準等がありますが、そういった基準を守るためには、どういう管理をしたらいいかという管理方法については、受託者の裁量の中で行う発注方式で、最低限守っていただく性能、そこらへんを明示し、それを元に契約をするという方式でございます。

重村委員 2点ほど簡単なところを。それこそこの日曜日には雨が降るだろうといま予測されていますけど、以前私たちも議員になって勉強で現場を、処理場を見に行ったときに、結局不明水、雨水、雨降りのときに突然流入量が増えてというところは、いま事業をされている中で非常に懸案事項の1つであろうというふうに思うんですね。それで、そのとき聞いたときに、処理場の中には、大雨が降ったときに不明水と雨水が流入することによって、その処理場の処理能力を超えて流入してきて、実際に処理できない状態で流さないと、というような事案が起きた時代があったと。いまの浄水場の中では、いまの想定の中では、そういう不明水によって処理能力を超えて流してしまうようなケース。これは想定の中にはそういう処理場はないというふうに思っていて良いですか。

西島下水道課主幹 不明水の主な原因といたしまして、降雨後の地下水の上昇だとか、表面水が流入して浄化センターに流入する処理水が増えるわけなんですけれども、なかなかこの水量を見通す雨の量とかですね、なかなか想定できませんので、はっきり胸を張って大丈夫ですというわけにはなかなかいかないんですけれども、最低限、汚水については消毒なりして緊急時には放流する考えでありますけれども、そういうことがないように今後事業を進める中で不明水対策を確実にしていく考えで現在そういう計画を策定中ですので若干時間がかかると思いますけれど、今後そういうことがないように対応をとってまいりたいと考えております。

森野建設部長 少し補足させていただきますと、降雨時ある程度増えますと、いま下水の管の中に管内滞留といいまして管の中にある程度貯めることができます。このためにちょっと低い地形の方は下水が流れにくいということがありますが、できるだけ来た水をそのまま流すことなく管内である程度とどめる。それと以前は現在、汚泥処理棟を作っておりましたところに、古いタンクが、水槽がございまして、そこに一時的に貯めていた頃もありますけれど、現在汚泥処理棟をつくりましたので、そのクッションタンクっていうのはいまなくなっている状況でございます。

重村委員 もう一点は、監査委員の方からも指摘があつて、非常に企業会計と

して厳しい、独立採算制がベストなのに非常に厳しい企業会計の内容であるということは認めざるを得ないという発言があったと思うんですけども、今年度から豊浦大津一部事務組合の方が終わりを告げてですね、この4月からは東深川のほうで受け入れをしているという。これはこの企業会計から見ると、し尿処理の受入という営業が増幅するわけですね。このあたりを、この決算を迎えて、このし尿処理、長門市圏域のし尿処理を一括で受け入れるというところは企業会計に及ぼす見解、どういう見解を持たれてこの4月からスタートされているか。これだけお尋ねしたいと思います。

谷村下水道課長 いま、し尿処理等につきましては、いままでし尿処理の負担金をいただきまして下水道使用料にそれを算定替えするようなことはございません。負担金をいただいてその分はいままで以上に負担でやっていくような形になります。

重村委員 結局、負担金をたくさんいただくということになるんですよね。会計としてはここで言う下水道の事業収益としては上がってくるということですよ。はい。

早川委員 先ほどから伺ってしまして、32年度に上下水道等統廃合、経営の成長戦略を32年度までに整えるという話を先ほど言われたと思うんですけども、決算審査の中でも当然、いまのままでは赤字がずっと続きますと。いずれ料金が上がるのではないかと私は判断するんですけど、それに対しても32年だったらあと2、3年後ですよ。それに対して市民への理解を求める。その周知っていうか方法というのは考えてはいらっしゃらないんですかね。いつも上がりますっていうのは「広報ながと」とか、そういうところでしか目にしないような気がするんですけど、それに対する理解を深めるための集会とか説明会っていうのは考えていらっしゃるんですか。

谷村下水道課長 経営戦略は国の方から32年度までに策定するようと言われております。その中でいまから長門市においていま人口の減少、何年後にこうなうという色々なことが出てくると思います。そういった形の中で、費用を統廃合等により縮減した上で、それでもどうしても経営ができない、まかなえないということになると、その辺は住民の方、皆様にご説明した後に、料金の改定がでてくるのではないかと。

早川委員 すでにもう独立採算はできてないわけですよ。それなのにその32年を目途にそこまでに計画するっていうのはやはりおかしいと思うんですよ。すでにできていないのであれば、もう今年度、来年度と予算とかの間でどうしたらいいかっていうのをまず独立採算であれば、建前であればそこを考えて、決算はしょうがないかもしれないですけど、予算等も立てていくべきだし、それに対しての理解も深めていくべきだと思うんですけど、それに対しては。

谷村下水道課長 いま 32 年の経営戦略まで行くということですが、いまそれこそ下水道事業 28 年度から初めて企業会計に移行しました。県内で農集と公共下水、これを包括して企業会計としておるのは周南と長門市だけです。公共下水道は現在回収率 100%を超えております。農集と漁集については効率的でないということから、回収率が農集においては 49%、漁集においても 45%台とかなり低い状態です。このあたりがございますので、全部を包括して 100%以下であるからすぐに料金を上げなくてはいけないというのはちょっとあれかと思うんですけど、その辺をいろいろ加味してこれから費用を削減したうえでどうなっているかを見極めてご説明差し上げて、その方向に向かっていくと思っております。

南野委員長 ほかにご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。ご意見もないので、討論を終わります。

採決します。議案第 11 号について、認定することに賛成の方は賛成の方は挙手願います。挙手全員です。よって、議案第 11 号は、認定すべきものと決定しました。それではすみませんが、先ほどの議案第 9 号につきまして質疑を再開させていただきたいと思います。先ほどの林委員の質疑につきまして執行部の答弁を求めます。

宗村水道課長 こちらの不手際で時間を取ることになりまして誠に申し訳ございませんでした。それでは林委員の大河内川ダムの事業の進捗についてお答えをいたします。総事業費が 240 億円で、28 年度までに 103 億 500 万円を事業整備しております。28 年度までの出来形といたしましては 42.9%となっております。

南野委員長 ほかにご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。

林委員 それではただいま議題となっております、議案第 9 号「平成 28 年度長門市水道事業会計決算の認定について」賛成の立場から簡潔に意見を申し上げます。水道は言うまでもなく、住民生活のライフラインであり、下水道と合わせて安定的に運営される必要があります。水道事業では今後、ますます節水意識の向上や人口減少などを背景として、給水需要の減少が見込まれ、厳しい経営環境が続く見通しとなっております。地方公営企業法の第 3 条には経営の原則として、「地方公営企業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない」と明記をされております。決算年度末の 3 月に策定された「長門市水道ビジョン」には老朽化した水道施設及び水道管路の更新などが掲げられております。

次年度以降についても住民への負担も考えて、過大な投資にならないように留意しながら、一般会計からの補助金などにより、必要な維持管理に重点を置き

た事業内容にしていくことを求めたいと思います。また、平成 28 年 1 月 24 日から 25 日にかけての強烈な寒波の影響により、市内の一部で断水し、住民生活に影響を及ぼしております。その復旧作業にあたっては、昼夜を分かたず、水道課の職員を中心に取り組まれております。水道事業の業務に携わる仕事の物差しが「効率性」や「経済性」だけではないということを、この事案は明らかにしておりますが、今後とも引き続き、水道に対する知識や経験のある職員の育成・確保に努める必要があります。平成 28 年度の水道事業決算をどう評価するのか、これまでの評価の対象は水源開発、すなわち県営の大河内川ダム建設を中心として反対の意見を申し上げてきました。平成 26 年、ダム検証により水源開発計画の見直しが行われ、ダムからの取水量を日量 8,000 m³から 1,000 m³に減量したことにより、県と共同施行に関する変更協定が交わされ、全体事業費 240 億円に対する負担割合が 14.7%から 6.5%となり、約 19 億 6 千万円減額となっております。これにより、これまでの負担額の過払いについては、負担額調整のため、平成 27 年度以降の負担率は 6.5%から 0.7%となっております。本年 4 月の市議選において、市政に対する政策評価を検討する過程において、販売水量等、収益の落ち込みが見込まれる中、深川川水系から暫定水利権を得るためのダム事業が本当に必要なのか、その是非については意見の相違があっても、水源開発計画の見直しにより、全体的に見れば住民負担の軽減が図られているのは事実であり、この点は前向きに評価すべきとの結論に至りました。今後、大河内川ダムの利水計画は、本市の水道事業にとっても経営を圧迫する要因の一つになる可能性もはらんでいるため、議会としても注視していく必要があります。そのことを申し上げて、議案第 9 号に対する意見とします。

南野委員長 ほかにご意見はありませんか。ほかにご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 9 号について、認定することに賛成の方は挙手願います。挙手全員です。よって、議案第 9 号は、認定すべきものと決定しました。

次に、議案第 13 号「市の区域内の字の区域の変更について」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

森野建設部長 補足説明はとくにございません。

南野委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 13 号について、原案のとおり可決することに賛成の方は賛成の方は挙手願います。挙手全員です。よって、議案第 13 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議案第 14 号「市の区域内の字の区域の変更について」を議題とします。

執行部の補足説明がありましたらお願いします。

森野建設部長 これにつきましても補足説明はございません。

南野委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第14号について、原案のとおり可決することに賛成の方は賛成の方は挙手願います。挙手全員です。よって、議案第14号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上で、本委員会に付託された議案の審査は終了しました。これで文教産業常任委員会を閉会します。どなたもご苦労様でした。

— 閉会 10 : 45 —